

寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業実施要綱（一部改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、寒川町自治基本条例（平成18年12月15日条例第3号。以下「条例」という。）に掲げる自治の基本理念「町民と町が協働するまちづくり」を推進するため、地域課題等の解決に向けて、町民（条例第3条第1号に規定する町民をいう。以下同じ。）と町が協力し、役割分担して行う事業（以下、「協働事業」という。）の提案制度を試行的にモデル事業として実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（提案者の要件）

第2条 協働事業を提案することができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 寒川町町民ボランティア団体等登録制度による登録をしている団体であること。
- (2) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われている団体であること。
- (3) 暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号、第2号、第3号及び第5号に該当するもの又はそれらのものと密接な関係を有する団体でないこと。

（対象となる事業）

第3条 協働事業は新たに実施されるもので、次の各号のいずれにも該当する事業でなければならない。

- (1) 町内で実施される公益的なもので、地域の身近な課題について、町民と町が協働して実施することにより、その解決を目指す事業であること。
- (2) 具体的な効果、成果等が期待できる事業であること。
- (3) 町民と町の役割分担が明確かつ妥当であり、町民と町が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- (4) 予算の見積りや実施計画等が適正な事業であること。
- (5) 他の補助金等の対象でない事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教活動及び政治活動を助長するおそれのあるもの
- (4) その他協働事業とすることが適切でないと思われるもの

（実施期間）

第4条 協働事業の実施期間は、原則として単年度とする。ただし、毎年度、町の審査を経ることにより、3年度を限度に継続して実施することができる。

（協働事業の提案）

第5条 協働事業の提案をしようとする団体は、寒川町みんなの協働事業企画提案書（第1号様式。以下「企画提案書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、あらかじめ指定

された期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施スケジュール（第2号様式）
- (2) 協働事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の会則等、会員名簿及び会計書類

（事業協力課の決定）

第6条 町長は、前条の規定により企画提案書が提出された場合、提案された協働事業企画提案書の内容に関連する課等を事業協力課として定め、企画提案書を提出した団体（以下「提案者」という。）へ文書により通知するものとする。

（企画提案書の変更及び再提出）

第7条 事業協力課は、企画提案書の内容について、提案された協働事業企画提案書の審査前に提案者と協議及び調整を行い、必要に応じて企画提案書を変更するものとする。

- 2 提案者は、前項の協議及び調整の結果、第5条に規定する書類に変更が生じた場合は、町長に速やかに再提出するものとする。

（寒川町協働事業選考委員会）

第8条 提案された協働事業企画提案書の審査を行うため、寒川町協働事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（協働事業の採択及び不採択）

第9条 町長は、選考委員会の審査結果に基づき協働事業実施の採択又は不採択を決定し、その旨を協働事業採択・不採択決定通知書（第4号様式）により提案者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定を受けた提案について、提案者の名称又及び代表者氏名、協働事業の概要及び決定の内容を公表するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、採択された協働事業を対象事業として、提案者に予算の範囲内で寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

- 2 提案した協働事業が採択された提案者は、寒川町補助金の交付等に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。）に規定する補助事業者として、規則の定めるところにより補助金の交付に関する手続きを行うものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第11条 補助金の対象となる経費は、採択された協働事業の実施に要する経費であって、別表に定める経費は対象としないとする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する補助金の対象となる経費の合計額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表に定める額を上限とする。

（協働事業の変更等）

第12条 提案者は、採択された協働事業の内容及び事業費を変更しようとするとき又は協

働事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事業協力課と協議の上、協働事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を町長へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、協働事業の事業費の各費目における予算額の概ね20%以内の配分の変更については、軽微な変更とし、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を承認する場合は、必要な指示を行うものとする。

（状況報告及び調査）

第13条 町長は、協働事業の実施期間中において、事業の進捗状況等について、協働事業を実施する提案者等から聴取し、又は調査を行うことができる。

（備付帳簿等）

第14条 協働事業を実施する提案者は、事業に係る必要な帳簿及び領収書等が確認できる書類を整備しておかなければならない。

（報告書等の提出）

第15条 協働事業を実施した提案者は、協働事業報告書（第6号様式）及び協働事業収支決算書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて事業完了後2か月以内に、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 協働事業の実施状況の写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（協働事業評価シートの作成）

第16条 協働事業を実施した提案者は事業協力課と協議の上、協働事業評価シート（第8号様式）を作成し、前条の書類と併せて町長に提出しなければならない。

（事業の結果の公表）

第17条 町長は、前条の規定により評価された協働事業について、提案者の名称、事業の概要及び成果等を公表するものとする。

（庶務）

第18条 この要綱の実施のため必要な庶務は、協働文化推進課において処理する。

（補足）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

別表 (第11条関係)

<p>補助対象経費 補助対象外となる経費</p>	<p>消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、保険料、 使用料及び賃借料、原材料費その他の町長が必要と認める経費 消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、保険料、 使用料及び賃借料、原材料費その他の町長が必要と認める経費 提案団体の会員に対する賃金、報酬、謝礼、記念品等又は食料品費、 直接事業に必要な備品購入費その他町長が事業に直接必要ないと認める 経費</p>
<p>補助金上限額</p>	<p>1 事業あたり300,000円</p>